

第3号様式（第15条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目 的		
場 所		
行為地及びその付近の状況		
採取（損傷）物の種類		
施 行 方 法	採取（損傷）物の数量	
	採取（損傷）方法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二條 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三條の五中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第五條中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 宅地の木竹を損傷(条例第十三条第三項第五号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)をなすこと。

ロ 自家用のために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷

すること。

又 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第十三条第一項の規定による知事の許可に係る木竹(同条例第四十条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む)。

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ハ 森林の整備及び保全を図るために知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第十三条第三項第七号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと(条例第十三条第三項第七号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ)。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれ並びに自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を次のいずれかに掲げる目的のために放つこと。

(1) 警察活動、狩猟その他これらと同等と認められる活動のため
(2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐため

第十三条第一号中「第一号様式」の下に「から第一号様式の七まで」を加える。
第一号様式を次のように改める。

第1号様式

(建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
申請者
氏名 (印)
(連絡電話番号)

自然保存地区の特別地区内行為許可申請書

山梨県自然環境保全条例第13条第3項の規定により、次の行為を行うことを許可してください。

目的				
行為地	市 町 郡 村	大字	字	番地 地目
建築物、工作物の種類				
施行方法	新、改、増築の別	新築	改築	増築 移転
	敷地面積	平方メートル		
	建築面積	平方メートル		
	床面積	平方メートル		
	構造又は仕様概要			
予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
添付図面	付近位置図、配置図、平面図、完成予想図（色彩記入）			
備考				

- (注) 1 申請者住所氏名は法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
2 「目的」欄には、当該建築物、工作物の設置の必要性を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、他の法令により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進行状況を記載すること。

第一号様式の次に次の六様式を加える。